

第2期松江市公衆トイレの整備実施計画

(計画期間 令和7～11年度)

Matsue Toilet Maintenance Action Plan



松江市

令和7年6月策定



【第2期松江市公衆トイレの整備実施計画策定の目的】

これまで「第1期松江市公衆トイレの整備実施計画（計画期間：令和2～6年度）」に基づき、概ね計画通りに整備を進めてまいりましたが、第1期の未実施分（1箇所）と第1期で対象外としていたトイレの具体的な整備計画の策定が課題として残りました。

そこで、第1期での取り組みを踏まえ「松江市公衆トイレの整備計画」を一部改定し、「第2期松江市公衆トイレの整備実施計画（計画期間：令和7～11年度）」を策定し、整備の優先順位や財源等を整理した上で実施していきます。

なお、整備実施計画は、第1期（令和2～6年度）、第2期（令和7～11年度）、第3期（令和12～16年度）と、5カ年ごとに具体的な計画を立てて整備に取り組むこととしています。

【整備の方向性】

整備の優先順位を設定するため、主要な交通結接点から主要な観光施設への動線や、トイレの利用が多いと考えられるエリアを、

- ・主要整備ゾーン
- ・地区重点整備ゾーン
- ・市街地整備ゾーン

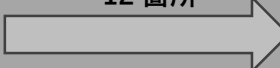
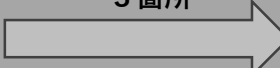
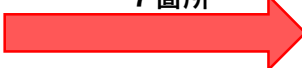
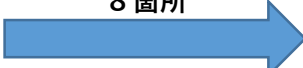
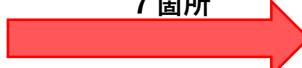
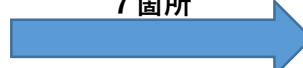
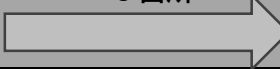
以上の3ゾーンに分けました。

まず、「主要整備ゾーン」内のトイレを整備し、その後「地区重点整備ゾーン」と「市街地整備ゾーン」の整備を進めます。最後に、各ゾーンに該当しない「その他」のトイレを整備します（表1）。

ただし、老朽化等による緊急対応が必要な場合は、整備順を調整することがあります。

なお、立地条件や利用頻度（日利用者数5人以下）が少ないトイレは、修繕では対応ができなくなるまで利用することを前提とし、使用不可（修繕では対応できない状態）となった際は、関係者と協議のうえ合意を得て、規模を縮小したトイレを設置するか、廃止するかを検討します。

【整備スケジュール】

整備ゾーン名称	第1期（実施済） （令和2～6年度） 20箇所	第2期 （令和7～11年度） 17箇所	第3期 （令和12～16年度） 15箇所
主要整備ゾーン	12箇所 	1箇所 	
地区重点整備ゾーン	3箇所 	7箇所 	8箇所 
市街地整備ゾーン		7箇所 	7箇所 
その他	5箇所 	2箇所 	※緊急度に応じて対応 

【整備箇所】

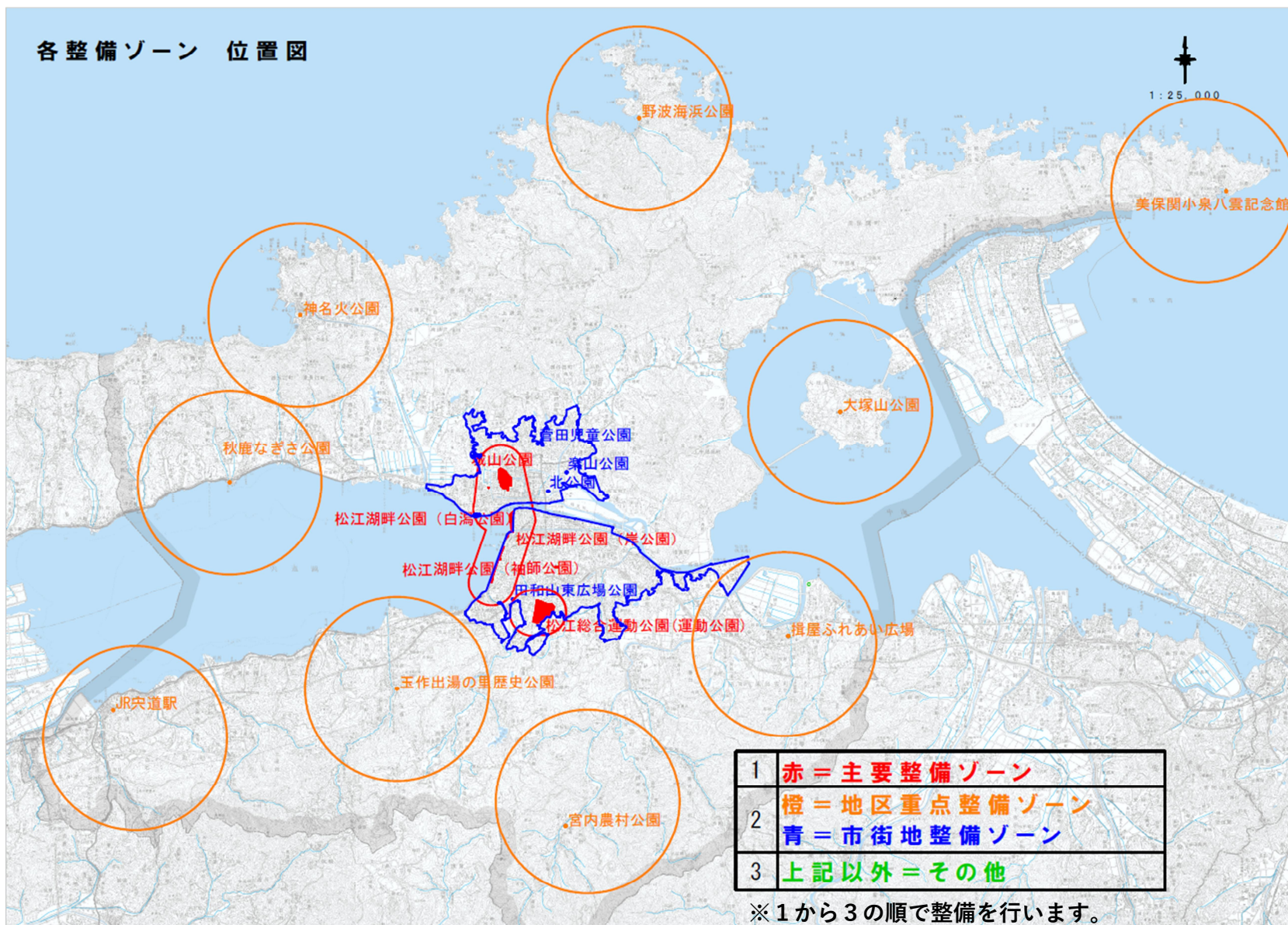
第 2 期（令和 7 ～ 1 1 年度）実施箇所（1 7 箇所）	
主要整備ゾーン	● 城山公園（搦手虎口広場）※第 1 期末実施分
地区重点整備ゾーン	● 穴道総合公園（古墳の森） ● 東出雲中央公園（駐車場） ● 空口公園 ● 穴道総合公園（芝生広場） ● 揖屋ふれあい広場 ● 秋鹿なぎさ公園 ● 小波公衆便所
市街地整備ゾーン	● 田和山史跡公園 ● 松江湖畔公園（千鳥南公園） ● 天神ロータリー ● 城東都市緑地 ● 淞北台児童公園 ● 森脇児童公園 ● うぐいす公園
その他	● 美保関総合運動公園（多目的広場） ● 日吉親水公園

（参考）第 1 期（令和 2 ～ 6 年度）実施済み箇所（2 0 箇所）	
主要整備ゾーン	城山公園（二ノ丸上の段）、城山公園（二ノ丸下の段）、塩見縄手、大手前駐車場、松江総合運動公園（自由広場）、松江総合運動公園（補助競技場）、松江総合運動公園（野球場 1 塁側）、松江総合運動公園（野球場 3 塁側）、松江総合運動公園（2 号駐車場）、岸公園、白潟公園、袖師公園
地区重点整備ゾーン	八束千本桜公園、宮内農村公園、玉造公衆トイレ
その他	城床ふるさと公園、八雲中央公園（野球場）、八雲中央公園（GG 場）、小具公衆便所、竹崎児童公園（緊急対応）

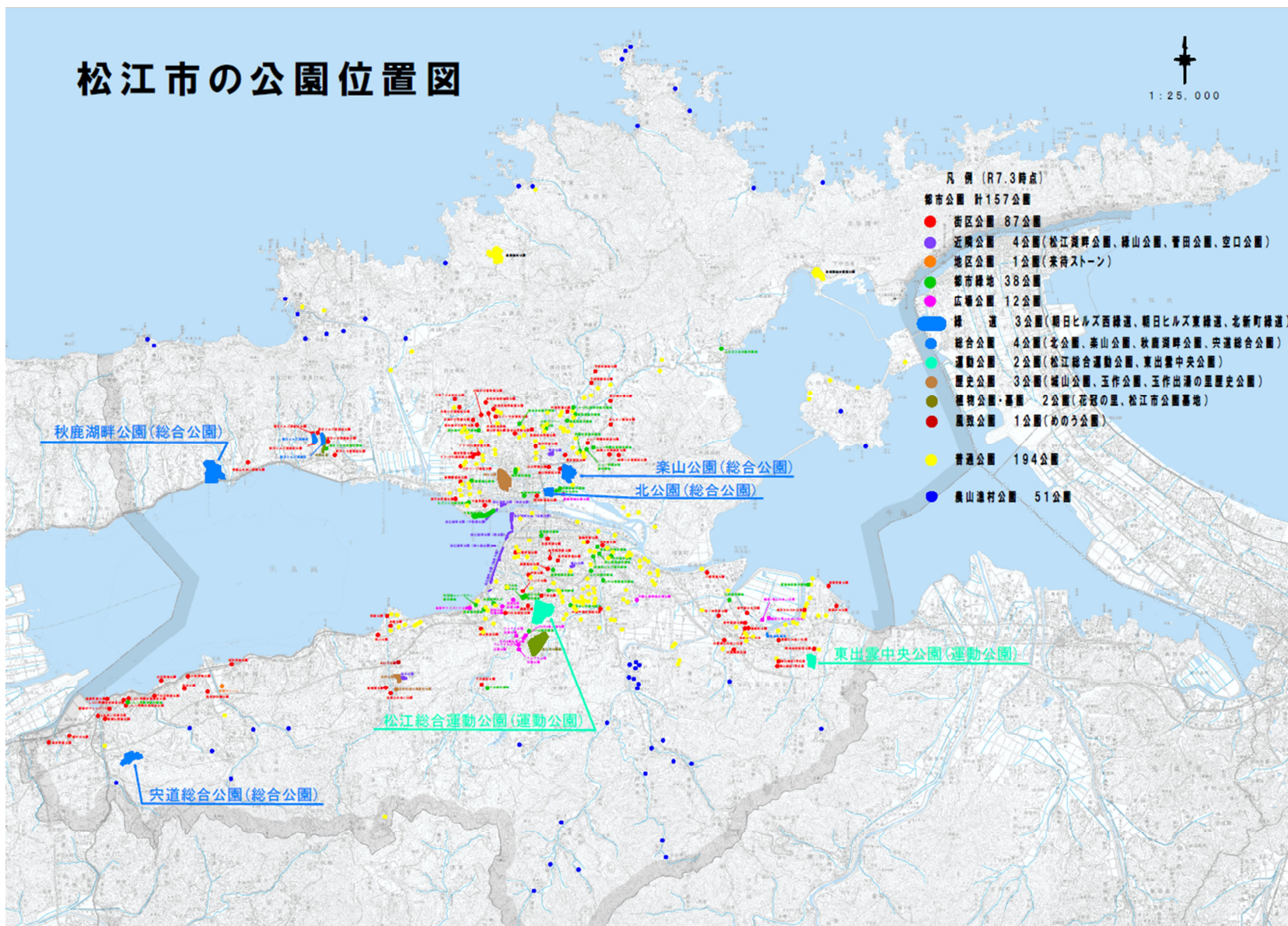
(参考資料 1) 「松江市公衆トイレの整備計画」より抜粋

名称	整備ゾーン説明	整備方針	箇所数
主要整備ゾーン	観光地への重要な結節点で、利用者も多いと考えられる城山公園・松江湖畔公園・松江総合運動公園を中心として、半径 500 m (徒歩約 7 分で移動できる範囲) を定めます。	基本的に A ランクトイレとして整備します(駅等も含む)。	13 箇所 (1 箇所機能変更済)
地区重点整備ゾーン	旧八束郡+秋鹿地区(9 地区)で代表する各トイレ(A ランクで整備)を中心として、半径 3 km (自動車約 7 分で移動できる範囲) を定めます。	基本的に C ランクトイレを整備しますが、概ね半径 1 km 以内に同ランクトイレが近接する場合は、いずれかを B ランクトイレとして整備することを検討します。	53 箇所
市街地整備ゾーン	大橋川をはさんで南北に広がる人口が集中した市街地エリアを定めます。	一部の利用頻度の高いトイレを除き、基本的に現状のランクを維持した整備をします。	35 箇所
その他	上記 3 ゾーン以外のエリアを定めます。	上記トイレを整備後に進めます。	59 箇所 (1 箇所廃止済)

(参考資料2)「松江市公衆トイレの整備計画」より抜粋



(参考資料3)「松江市公衆トイレの整備計画」より抜粋



（参考資料４）「松江市公衆トイレの整備計画」より一部抜粋

【整備計画の実施に向けた取り組み】

実施計画の実行に際しては、公園緑地課が主催するトイレ関係課会議を開催し、庁内の横断的な連携を図りながら下記事項について協議・決定することとし、進捗状況等を踏まえ、毎年１回（５月頃）に見直しをしていきます。

- １．各年度の整備箇所の決定
- ２．国費の有効活用の検討
- ３．トイレの老朽化等の状況を踏まえた実施計画の再評価

【安全で安心なトイレ整備に向けた施策】

誰もが使いやすいトイレの実現に向けて、整備するトイレについては、男女兼用のトイレを廃止し、男女別のトイレを設置します。また、ベビーチェア、ベビーシート、こども用便座、オストメイト対応設備（Ｃランクトイレについては簡易オストメイト対応設備）の設置を行います。

みんなのトイレについては、ＬＧＢＴ等の方、外国人にも配慮した表示方法にします。

【環境に配慮したトイレ整備に向けた施策】

衛生器具や電気設備については、節水型や節電型のものを積極的に使用することで、環境に配慮し、かつ経済的にもやさしい整備を行います。

【きれいで利用しやすいトイレ整備に向けた施策】

①地域・関係団体との連携による協働体制の構築

地域住民、地元自治会等と連携し、地域ぐるみのトイレ美化に努めます。

②清掃体制の見直し

トイレの利用状況に応じた清掃頻度及び清掃方法への見直しを検討します。

③庁内情報共有体制の強化

各トイレの所管課において整備年次、設備状況、清掃履歴、市民からの要望・通報の記録などを包括した台帳管理を整備し、庁内情報共有を図ることで要望・通報に迅速に対応します。

【インターネットを活用した情報発信について】

市内トイレの整備状況や位置情報、設備内容等について、インターネットを活用して情報発信を行うよう努めます。

現在、市内の公園内に設置されているトイレについては、令和５年度より民間のWebサービスと連携し、地図上での位置表示やバリアフリー対応状況、みんなのトイレの有無などがひと目でわかるような情報提供を行っています。

今後は、公園に限らず市街地・観光地・駅周辺・主要公共施設等に設置されたすべてのトイレの情報をデジタルで一元管理し、随時更新・発信していく体制を検討します。